

特別区民税・都民税等の電子マネーによる納付の開始について

区は、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とし、区民が外出することなく行政サービスを受けることができるようにオンライン化を推進しています。

この度、令和3年1月から特別区民税・都民税等の電子マネーによる納付を開始し、納付にかかる区民の利便性の向上を図ります。

1 電子マネーによる納付が可能となる公金

- (1) 特別区民税・都民税（普通徴収）
- (2) 軽自動車税（種別割）

2 対象となる電子マネー

LINE Pay
PayPay

3 利用方法

スマートフォンにダウンロードした各電子マネーのアプリから、区が発行する納付書に印字されたバーコードを読み取ることにより、納付ができるようになります。

（裏面参照）

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年1月1日	電子マネーによる納付開始
1日以降	区ホームページ、Twitter、LINE 等による周知開始
21日	広報みなと税金特集号への掲載

《 利用方法 》

